

学校いじめ防止基本方針

平成25年11月制定
平成30年1月一部改正
令和4年3月一部改正
令和5年3月一部改正

二本松市立渋川小学校

本方針は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることを鑑み、人権尊重の理念に基づき、渋川小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に制定するものである。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

具体的には

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童に寄り添い、確実な安全を保障するとともに、学校内だけではなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置し、日ごろから指導の方策等を協議し方策や対策を決定する。

〔いじめ対策委員会〕

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、（該当学級担任）、
特別支援教育コーディネーター、（必要に応じてSSW、PTA会長・副会長、民生委員、主任児童委員、
渋川地区青少年健全育成会長、学校医、渋川住民センター所長等の専門家や関係者を加える）

※ 学期ごとに定期的に行い、児童の実態把握とその対応に努める。いじめ案件が発生した場合は、臨時に行い、迅速な対応に努める。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

- (1) 担任を中心に道徳、学級活動、日常の生活指導等において、いじめを決して許さない学級経営に努める。

- (2) 児童会を中心に高学年が連携して取り組んで行く。全校生が温かい、優しい気持ちで毎日を過ごせるよう、テーマを決めて呼びかけていく。また、地域や保護者にも同様に呼びかけ、いじめをなくす運動の輪が広がるような活動を行う。

(例)いじめ防止のポスター募集 いじめをなくす標語の募集・掲示等

5 関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、教育委員会に報告するとともに躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害(*1)が生じた疑いや、相当の期間(*2)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、直ちに調査を行う組織を設けて調査を実施するなど関係機関と連携しながら対応する。

(*1):「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

★「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定より

(*2):「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ30日間とする。(ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、この限りでない。)

★「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定より

6 校内研修

- (1) いじめ対策の指針に関すること
- (2) いじめ防止のための具体的方策に関すること
- (3) 各種チェックリストの活用に関すること

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが認識された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

9 学校評価の実施

学校は学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者や教育委員会に報告する。

「いじめ防止対策の強化」について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて、以下の項目について特に重点を置いて取り組んでいく。

〈いじめの防止〉 ☞ いじめを見逃さない姿勢、いじめの積極的な認知

- ・「いじめはどの学校でも、どの学級でも起こり得るものである」という認識
- ・「いじめは決して見逃さない」「いじめは決して許さない」という姿勢

〈未然防止〉 ☞ 自己肯定感や人間関係を育む教育活動の充実

- ・子どもの力を引き出し、達成感・成就感を味わわせる指導
- ・「道徳科」の授業の充実（他者を尊重する心の育成、思いやり・親切）

〈教師の見取り〉 ☞ 児童の些細な変化を見逃さない

- ・「いじめ」のサインを敏感にキャッチする（表情、行動、人間関係の変化など）
- ・幅広い視点から変化を捉える（観察、諸検査、アンケート調査など）

〈早期発見と初動対応〉 ☞ 丁寧に話を聴き、迅速に対応

- ・「必ず守る」という強い思いと組織的な対応
- ・教育相談力の育成（早期発見、適切な介入、問題解決など）
- ・家庭や関係機関との連携（教育、福祉、警察等との連携）

〈安心できる環境づくり〉 ☞ 児童が主体となるいじめ防止活動

- ・「自分たちの学校をよくしていこう」という児童の意識の醸成
- ・ネット利用に対する啓発

なお、重大事態に対するガイドラインが作成・改訂されている趣旨を捉え、円滑かつ適切な調査の実施や、いじめ対象児童・保護者等に寄り添った対応ができるよう平時から以下の点について十分気を付けて指導を進めていく。

〈重大事態に備えて〉 ☞ 平時からの備え（危機意識をもった生徒指導対応）

× 連携不足、事実関係等の説明不足、再発防止策

- ・「重大事態」についての理解
 - ・重大事態関係通知の周知（学校いじめ対策組織の実効的な運用につなげる）
 - ・チェックシートを用いた日頃からの危機管理
 - ・いじめの認知と速やかな報告（報・連・相の徹底）：校内、保護者、関係機関等
 - ・保護者や関係機関（警察等）との連携強化
 - ・細やかな記録の累積

※ 当面、文科省から出されているガイドラインに基づきながら、積極的な生徒指導を進める。

※ ガイドラインについては、随時、反省等を生かしたり、関係者からの意見を受けたりしながら、自校化できるようにしていく。